

平成29年3月13日
初等中等教育局長

これからの時代に求められる資質・能力を育むための カリキュラム・マネジメントの在り方に関する調査研究 公募要領

1. 事業名

これからの時代に求められる資質・能力を育むためのカリキュラム・マネジメントの在り方に関する調査研究

2. 事業の目的

文部科学省では、昨年12月21日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」に基づき、学習指導要領の改訂に向けた作業を進めている。次期学習指導要領では、小学校における外国語教育の充実に伴い、3年生から6年生までの年間標準授業時数が、それぞれ年間35単位時間ずつ増加されることとなる。この点について、文部科学省では昨年7月に「小学校におけるカリキュラム・マネジメントの在り方に関する検討会議」を設置し検討を行い、このたび添付の報告書を取りまとめた。

同報告書においては、各教育委員会や学校において、次期学習指導要領に基づいて実施されるカリキュラム・マネジメントのうち、特に「時間」という資源をどのように教育内容と効果的に組み合わせていくのかを中心にして、各学校、教育委員会において今後の小学校の時間割編成の在り方を検討する際の参考となるよう、時間割編成にあたっての基本となる考え方や、授業時数確保に向けて考えられる選択肢と必要となる条件整備などのポイントを整理している。

本事業は、同報告書を踏まえ、各学校の実情に応じて、弾力的な時間割編成の在り方や教育効果を高めるための指導計画や教材等の在り方について実践的な調査研究を行い、その成果を普及することにより、各学校のカリキュラム・マネジメントを支援することを目的として行う。

3. 事業期間

平成29年度～平成30年度（2カ年事業（予定））。ただし、毎年度、事業の実施状況等について評価又は確認等を行い、事業の継続の可否を判断するものとする。なお、契約の締結は年度毎に行うものとする。

4. 公募対象

都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、市区町村教育委員会、国立大学法人、学校法人（以下「都道府県教育委員会等」という。）

5. 事業の内容

(1) 調査研究の目的

平成29年2月14日に、学習指導要領案とともにパブリック・コメントに付された、小学校の標準授業時数の改正案に従って教育課程を編成する場合の、適切なカリキュラム・マネジメントの在り方について、調査研究を行う。

※ 平成29年度は準備期間とし、平成30年度は、同年度から実施される次期学習指導要領（外国語教育の充実に関する部分）の先行実施を行う。（平成29年度から取り組むことも差し支えない。）

(2) 研究テーマ

次期学習指導要領による授業時数に従った教育課程編成の在り方について、以下の

1) 2) のいずれか又は双方に取り組むことによる研究を行い、それぞれの取組の成果や課題、留意点や配慮事項を明らかにし、全国の参考となる事例をまとめること。

1) 週当たり授業時数や一単位時間の授業分数についての工夫を行う場合

主として授業時数が増加する中学年及び高学年について、教育課程全体とのつながりを考慮しつつ、

- ① 教科型の外国語教育に加えて、その他の教科1教科以上において、15分等の短時間を活用した柔軟な時間割編成や、指導計画、教材等の在り方についての研究を行う
- ② 年間授業時数は確保しつつ、例えば40分や50分等、45分によらない時間等をすべての授業の標準としていくことや、義務教育学校において義務教育学校後期課程と授業時間をそろえることとした場合の指導方法、指導計画等の在り方などについての研究を行う

などにより、年間授業時数を確保する場合の工夫について研究を行うこと。

2) 年間授業日数の在り方についての工夫を行う場合

例えば、課題探究的な学習を集中的に行う総合的な学習の時間、学習した内容を活用して地域等において実際のコミュニケーション活動を行う外国語教育など、各教科等の特質に応じ、これらの授業を特定の期間（長期休業期間に授業日を設定する場合を含む）にまとめて行うことにより年間授業時数を確保する場合の指導計画や指導体制の在り方等の工夫について研究を行うこと。（その際、設置者等において、学校管理規則の改正等、休業日の調整等を行った場合には、その成果や課題等について併せてまとめること）

6. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7. 事業の実施方法

- (1) 文部科学省は、本調査研究の実施を委託する都道府県教育委員会等を「カリキュラム・マネジメント調査研究実践地域」として指定する。
- (2) カリキュラム・マネジメント調査研究実践地域は、原則として、域内等の小学校（義務教育学校前期課程を含む）から概ね5校程度まで、実践校を指定する。
- (3) 文部科学省は、カリキュラム・マネジメント調査研究実践地域等に対し、本調査研究の実施に必要な指導・助言等を行うとともに、本調査研究の成果等の普及を図る。

8. カリキュラム・マネジメント検討会議

- (1) カリキュラム・マネジメント調査研究実践地域においては、「カリキュラム・マネジメント検討会議」を設置する。
- (2) カリキュラム・マネジメント検討会議は、カリキュラム・マネジメント調査研究実践地域等の実践校における、カリキュラム・マネジメント等について検討を行うとと

もに、実践校に対し、本調査研究の円滑な実施のために必要な指導・助言、調整等を行う。

- (3) カリキュラム・マネジメント検討会議は、カリキュラム・マネジメント調査研究実践地域等における調査研究の内容等を踏まえ、学校教育関係者、学識経験者、関係行政機関の職員などをもって構成するものとする。

9. 調査研究完了報告書等

- (1) カリキュラム・マネジメント調査研究実践地域等においては、委託契約が完了（廃止）したときは、【様式2】「完了報告書」及び【様式3】「完了決算書」、支出を証する書類の写を、完了（廃止）した日から10日を経過した日、又は各年度の末日のいずれか早い日までに、提出するものとする。完了報告書は、「小学校におけるカリキュラム・マネジメントの在り方に関する検討会議」報告書で示された考え方を踏まえ、上記①、②それぞれの「考え方」や「実施の前提として必要となる条件整備等」の検証結果を要素として含むものとする。完了報告書のほか、各指定地域において、小学校向けの、柔軟な教育課程編成をする際の手引きを作成し、添付するものとする。
なお、完了報告書の様式は、今後変更することがあり得る。
- (2) 文部科学省は、調査研究の成果普及等のため、上記（1）で定める完了報告書のほか、調査研究における取組について事例の提供や、成果の報告等を求めることができる。
- (3) 完了報告書及び資料等については、文部科学省においてその集録を編集し、一部または全部を修正・翻案し、文部科学省刊行物をはじめとした書籍、インターネット及びその他の媒体により公表することができるものとする。

10. 書類の提出方法等

(1) 提出書類

- 企画提案書（「委託要項」中の【様式1】「実施計画書」に代える）
- その他参考となる資料（既存の取組があれば、その活動内容がわかる資料等）

(2) 提出部数

2部（正本1部、副本1部）

(3) 提出方法

提案書類の提出は郵送及び電子メールの両方を必須とする。FAXでの提出は受け付けない。

①郵送

- ・簡易書留、宅配便等、送達記録の残る方法で送付すること。
- ・封筒に「これからの時代に求められる資質・能力を育むためのカリキュラム・マネジメントの在り方に関する調査研究」と朱書きすること。
- ・送付中の事故等による未着については、当方は一切の責任を負わない。

②電子メール

- ・Word、一太郎又はExcelにて作成した企画提案書のファイルを添付の上、送信すること。
- ・メールの件名は「【提出】（機関名）：カリキュラム・マネジメント調査研究」とすること。
- ・ファイルを含めメールの容量が6MBを超える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信するか、CD-R、USBメモリ等記録媒体を郵送すること。

・メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。

(4) 提出期限等

提出期限：平成29年4月10日（月）17時必着

(5) 提出先（問い合わせ先）

①郵送

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省初等中等教育局教育課程課

教育課程企画室 審議・調整係

電話：03-6734-2369（内線3061, 2369）

FAX：03-6734-3734

②電子メール

kb-katei@mext.go.jp

(6) その他

書類の作成費及び送料については、採択結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された書類については返却しない。

1.1. 事業規模（予算）及び採択件数

事業規模：総額37百万円程度を予定。

※一指定地域当たり280万円程度を目安とする。

採択件数：予算の範囲内において採択予定。

※ なお、この公募は、平成29年度予算成立後に直ちに事業を開始できるよう、本予算成立前に始めるが、国会における本予算成立までの間に、当該事業の実施の可否や、事業内容及び事業開始時期等に変更が生じる可能性があること、並びに本事業は本予算成立後でなければ開始することができないことに留意されたい。

1.2. 採択方法等

「これからの時代に求められる資質・能力を育むためのカリキュラム・マネジメントの在り方に関する調査研究 企画評価会議」（文部科学省内に設置。）において、〔別紙〕に定める審査基準に基づき、書類審査を実施する。審査終了後、30日以内に全ての提案者に審査結果を通知する。

※条件付採択

審査において条件付き採択となった場合は、委託業務の遂行に支障を来さない限度において、再度修正した実施計画書（様式1）の提出を求めた上で、条件を満たしたと判断できるものについてのみ採択する。

1.3. 委託契約締結

審査の結果、委託契約予定者と提出書類等を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額は、本公募要領11に示す事業規模及び委託要項に基づく実施計画書の内容等を勘案して決定するものとし、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意してください。なお、再委託先がある場合

は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

14. 誓約書の提出等

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。
- (3) 前2項は、学校法人のみに適用する。

15. その他

- (1) 文部科学省は、必要に応じ、本調査研究の実施状況及び経理処理状況について実態調査（実践校訪問など）を行うことができる。
- (2) 文部科学省は、実践地域等における本調査研究の適切な運営や趣旨の実現に資するため、必要に応じ、関係者の参加を得た連絡協議会の開催、実践校等への訪問及び指導・助言を行う。
- (3) 実施計画書を提出後に、研究の進捗状況からみて特筆すべき事項が生じたときは、速やかに文部科学省初等中等教育局教育課程課にその内容の分かる書類を提出すること。
- (4) 調査研究の成果の検証に当たっては、アンケート調査等を行うなど、客観的・定量的に把握するよう努めること。
- (5) 本調査研究の成果については、文部科学省ホームページへの掲載や研究成果発表会の開催等を通じて広く普及することを予定している。
- (6) この要領に定めのない事項で調査研究の実施に必要な事項は、必要に応じ、文部科学省が別に指示する。
- (7) 学校法人、附属学校を置く国立大学法人においては、審査基準内にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写しを提出すること。

16. スケジュール（予定）

公募開始：平成29年3月13日（月）

公募締切：平成29年4月10日（月）

審査：平成29年4月中旬を予定

採択結果通知：平成29年4月下旬～5月上旬を予定

契約締結：平成29年度予算が成立した場合に、平成29年5月以降、順次締結。

契約期間：契約締結日から平成30年3月30日まで

- ※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成にあたっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

17. その他

調査研究に係る事項については、委託要項等によるものとする。また、調査研究の実施に当たっては、委託契約書及び実施計画書等を遵守すること。

[契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出いただく必要がありますので、事前の準備のほどよろしくお願いいたします。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知願います。

- ・業務計画書（委託業務経費内訳を含む）
- ・再委託に係る業務委託経費内訳
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規程、見積書など）
- ・銀行振込依頼書

これからの時代に求められる資質・能力を育むためのカリキュラム・マネジメント
の在り方に関する調査研究の採択に係る選考基準

1. 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、予算の範囲内で得点が高い順に複数の者を採択案件に決定する。

2. 審査方法

文部科学省に設置された「これからの時代に求められる資質・能力を育むためのカリキュラム・マネジメントの在り方に関する調査研究 企画評価会議」（以下「企画評価会議」という。）において、企画提案書等による書類審査を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案に係る追加資料の提出を求めることもある。

3. 評価方法

評価は、下記の項目ごとに評価基準による評価を行うこととし、審査委員会の各委員が評価した結果を合計し、それを平均したものを当該提案者の得点とする。

- ① 公募要領に示す事業の趣旨や内容を十分踏まえた内容となっていること。
- ② 調査研究の実施計画が適切なスケジュールとなっていること。
- ③ 調査研究の目標、計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- ④ 調査研究の方法、内容等が具体性・適正性・効率性に優れていること。
- ⑤ 実施計画の内容に対して、妥当な経費が計上されていること。
- ⑥ 教職員にとって過重な負担とならないこと。
- ⑦ 調査研究の成果の検証方法が適切かつ妥当な手法となっていること。
- ⑧ 調査研究を行うにあたって十分な専門性や体制を有していること。
- ⑨ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有している（学校法人、附属学校を置く国立大学法人のみ）。

[①～⑧の評価基準]

大変優れている（大いに当てはまる）＝5点

優れている（当てはまる）＝4点

普通（概ね当てはまる）＝3点

やや劣っている（どちらとも言えない）＝2点

劣っている（当てはまらない）＝1点

[⑨の評価基準]

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等
 - ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.5点
 - ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
 - ・認定段階3＝1.5点
 - ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.2点

- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）
 - ・くるみん認定＝0.5点
 - ・プラチナくるみん認定＝1点

- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定・ユースエール認定＝1点

- 上記に該当する認定等を有しない＝0点